明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ハ　撃発式雷管の起爆薬の量が〇・〇二グラム以下であること。
ニ　火薬及び爆薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。
ホ　外殻は、ステンレス鋼その他の防錆性を有する合金製であること。
ヘ　内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。
二十九　防犯用インク噴射装置に用いるガス発生器であって、次の要件を満たすもの
イ　火薬の量が二・〇グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇八グラム以下であること。
ロ　撃針点火又は電気点火により、ガスを発生させる構造であること。
ハ　火薬及び爆薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。
ニ　ケースは、アルミニウム合金その他の合金製であること。
ホ　外殻は、防錆性を有する材質であること。

○経済産業省告示第十五号

平成二十四年経済産業省告示第十四号の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

平成二十四年二月三日　経済産業大臣　枝野　幸男

一　平成四年通商産業省告示第三百六十五号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
二　平成七年通商産業省告示第四百五十八号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
三　平成八年通商産業省告示第百三十四号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
四　平成八年通商産業省告示第三百五十六号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
五　平成八年通商産業省告示第四百六十八号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
六　平成九年通商産業省告示第五百九十一号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
七　平成十三年経済産業省告示第百九十四号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
八　平成十四年経済産業省告示第三百五十七号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
九　平成十七年経済産業省告示第百六号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
十　平成十八年経済産業省告示第二百三号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
十一　平成十八年経済産業省告示第二百三十四号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
十二　平成二十年経済産業省告示第七号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
十三　平成二十一年経済産業省告示第二百五十四号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
十四　平成二十一年経済産業省告示第二百五十五号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
十五　平成二十一年経済産業省告示第二百五十六号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
十六　平成二十二年経済産業省告示第二百十四号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）
十七　平成二十二年経済産業省告示第二百十五号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１１２号

宮城県伊具郡丸森町字石渕45番地２
債務者　星　みゆき
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　梢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２８０７号

福岡市中央区舞鶴３丁目３番13―902号
債務者　濱口　清貴
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　慶樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９２５号

福岡市東区奈多１丁目２番20―302号、前住所福岡県春日市紅葉ヶ丘西２丁目98番地
債務者　川久保　弘
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐田　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３２９号

福岡市中央区高砂２丁目22番６号
債務者　長谷川　健
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　宇治野みさゑ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２９６号

福岡県筑紫郡那珂川町恵子４丁目８番１号
債務者　杉谷　隆之
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒島　聖司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２９７号

福岡県筑紫郡那珂川町恵子４丁目８番１号
債務者　杉谷　千鶴
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒島　聖司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８３５号

福岡市博多区南八幡町２丁目３番15―203号、前住所福岡県大野城市川久保１丁目11番１号
シティベール川久保A棟202号
債務者　米村　健治
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　文浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８４９号

福岡県田川市大字伊加利983番地
債務者　渡邉　榮治
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　忠行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部